

箕面市職員等の公益通報に関する要綱

制定	平成	十九年九月二十八日訓令第五十四号
改正	平成二十一年四月	十三日訓令第三十号
改正	平成二十二年三月	十日訓令第六号
改正	平成二十三年七月	一日訓令第四十七号
改正	平成二十四年九月二十四日訓令第七十一号	
改正	平成二十五年五月三十日訓令第五十九号	
改正	平成二十六年十一月	四日訓令第五十一号
改正	平成二十七年四月	十六日訓令第三十四号
改正	平成二十八年四月	十二日訓令第二十二号
改正	平成二十九年三月三十一日訓令第二十号	
改正	平成二十九年九月	十一日訓令第四十九号
改正	令和二年十二月二十八日訓令第六十一号	
改正	令和四年	五月三十一日訓令第二十八号
改正	令和五年	四月一日訓令第十二号
改正	令和七年	三月二十八日訓令第二十二号

(目的)

第一条 この要綱は、公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

以下「法」という。）に定めるもののほか、職員等からの公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、公益通報をした職員等の保護を図るとともに、職員等の法令遵守を推進し、もって適法かつ公正な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当

該各号に定めるところによる。

一 職員等

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項及び同条第三項第三号に規定する市の職員又は通報の日前一年以内に市の職員であつた者

ロ 市長、副市長、教育長、上下水道企業管理者及びボートレース事業管理者

ハ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年箕面市条例第三十一号）第二条第一項各号に規定する団体の役員及びその職員又は通報の日前一年以内に職員であつた者

二 市の事務事業を受託し、又は請け負つた事業者の役員及びその従業員又は通報の日前一年以内に従業員であつた者

ホ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき市の施設を管理する指定管理者の役員及びその従業員又は通報の日前一年以内に従業員であつた者

ヘ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）に基づき市の業務に従事している者又は通報の日前一年以内に従事していた者

二 公益通報 適法かつ公正な市政の運営を期するために、職員等により行われる内部通報をいう。

三 通報者 職員等で、公益通報を行う者をいう。

（職員等の責務）

第三条 職員等は、公益通報に当たり客観的な資料に基づき誠実に行うように努めなければならない。

2 職員等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の

不正の目的で公益通報をしてはならない。

- 3 職員等は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

- 4 前項の公益通報に関する調査に協力した職員等は、当該調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（公益通報の窓口）

- 第四条 公益通報の窓口（以下「通報窓口」という。）は、総務部人事室長（総務部人事室長に係る公益通報にあつては、総務部長）とする。

- 2 通報窓口では、公益通報の通報先とともに、公益通報に関する相談に応じる。

（公益通報）

- 第五条 職員等は、市の事務事業又は市から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者における当該事務事業（指定管理者が行う市の施設の管理を含む。）に関する行為で次に掲げる行為（以下「法令違反行為等」という。）が生じ、又は生じようとしていると思料するときは、通報窓口

に公益通報をすることができる。

- 一 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある行為

- 二 市民の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な損害を与えるおそれがある行為（前号に該当する行為を除く。）

- 2 公益通報は、文書又は電子メールにより行うものとする。この場合において、通報者は、法令違反行為等を行っている者の氏名、行われている部、室等の名称及び行われた日時、場所、状況等を明らかにしなければならない。

- 3 職員等は、公益通報を行う場合は、原則として実名により行わなければ

ばならない。

- 4 前項の規定に関わらず、通報者が、法令違反行為等が行われていることが客観的に証明できる書類等を提出する場合は、公益通報を匿名で行うことができる。

（通報窓口における手続）

第六条 公益通報を受けた総務部人事室長及び総務部長（以下「人事室長等」という。）は、公益通報があつたときは、次条第一項に規定する委員会に報告しなければならない。

- 2 人事室長等は、前条第二項の規定による文書若しくは電子メールに形式上の不備があり、若しくは記載すべき事項の記載が不十分であると認めるとき、又はこれら記載された内容が不明確であると認めるときは、通報者に補正を求め、又は法令違反等が行われていることが客観的に証明できる書類等の提出等を求めることができる。

（公益通報処理委員会の設置）

第七条 職員等からの公益通報又は第十八条第二項の申出（以下「公益通報等」という。）を処理するため、公益通報処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、副市長、教育長、上下水道企業管理者、ボートレース事業管理者、市政統括監、総務部長、消防長及び総務部副部長の職にある者をもって構成する。

- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は人事管理を担当する副市長をもって充て、副委員長は他の副市長をもって充てる。

- 4 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

6 委員会の庶務は、総務部人事室が行う。

（所掌事務）

第八条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

一 公益通報の受理又は不受理の判断、調査及び報告

二 第十八条第二項の申出の受理又は不受理の判断、調査及び報告

（会議の非公開等）

第九条 委員会の会議は、公開しない。

2 委員会の会議の開催の有無、開催日時等は、公表しない。

（公益通報等の取扱い）

第十条 委員会は、公益通報等を受理したときは、市長に報告することが適当でないと認められる相当な理由があるときを除き、当該公益通報等の概要（通報者の氏名その他の当該公益通報等に係る関係者が特定される内容を除く。）を市長に報告しなければならない。

2 委員会は、通報者及び通報内容等が第三条第一項、第二項又は第五条第一項の規定に反すると認められるときは、当該公益通報を不受理とすることができる。

3 委員会は、公益通報等を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による公益通報等又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（調査の実施）

第十一条 委員会は、公益通報等の内容に係る事実の確認について調査の必要があると認めるときは、速やかに調査を実施しなければならない。

2 委員会は、調査を行う場合はその旨及び着手時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に通知しなければならない。ただし、

匿名による公益通報等である場合又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

- 3 委員会は、特別の事情があるときは、市の顧問弁護士に調査を依頼することができる。

（調査員）

第十二条 総務部人事室に所属する職員は、委員会が行う公益通報等の調査を補助する。

- 2 委員会は、公益通報等の調査を補助させる場合は、総務部人事室に所属する職員のうちからその都度調査員を指名する。

- 3 調査員は、委員会の指示により、関係室等の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係職員に説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 4 調査員は、調査の結果、当該公益通報等に関し法令違反行為等又は不利益な取扱いがあると認めるときは、その内容を証する書類を添えて、委員会に報告しなければならない。

- 5 調査員は、調査の結果、当該公益通報等に関し法令違反行為等又は不利益な取扱いがあると認められなかったとき、又は調査を尽くしても法令違反行為等又は不利益な取扱いが判明しないときは、その旨を委員会に報告しなければならない。

（調査結果の報告等）

第十三条 委員会は、調査の結果を市長に報告するとともに、通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による公益通報等である場合又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（市長が講じる措置等）

第十四条 市長は、法令違反行為等がある旨の報告を受けたときは、是正又は再発防止の措置を講じなければならない。

2 市長は、通報者が正当な公益通報を行ったことにより不利益な取扱いを受けた又は受けるおそれがあると認めるときは、当該不利益な取扱いの改善又は再発防止の措置を講じなければならない。

3 市長は、前二項の措置（以下「是正措置等」という。）を講じる必要がある場合において、当該事案が市の他の機関に関するときは、当該他の機関の任命権者に調査の結果を通知し、是正措置等を行うよう求めるとともに、当該他の機関の任命権者が講じた是正措置等の内容について報告を求めるものとする。

（通報者への是正措置等の通知）

第十五条 市長は、是正措置等を講じたとき又は他の機関から是正措置等の内容について報告を受けたときは、その内容を通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による公益通報等又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（秘密保持の徹底等）

第十六条 委員会の委員及び調査員（以下「委員等」という。）は、公益通報等の調査に当たっては通報者及び当該公益通報等に係る関係者が特定されないよう十分配慮するとともに、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員等は、公益通報等の処理が終了するまでは、当該公益通報等の有無を漏らしてはならない。

（利益相反関係の排除）

第十七条 委員等は、自らが関与する事実に係る公益通報等の処理に関与してはならない。

（不利益取扱いの禁止等）

第十八条 通報者は、正当な公益通報を行ったことによつていかなる不利

個人情報情報の保護に留意して適切な方法で管理するものとする。

（職員等への教育又は周知）

第二十三条 市長は、職員等に対し、公益通報の制度について教育又は周知を図るものとする。

（委任）

第二十四条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則（平成十九年訓令第五十四号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十一年訓令第三十号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十二年訓令第六号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十三年訓令第四十七号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十四年訓令第七十一号）

この要綱は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二十五年訓令第五十九号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十六年訓令第五十一号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十七年訓令第三十四号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十八年訓令第二十二号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十九年訓令第二十号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十九年訓令第四十九号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和二年訓令第六十一号）

この要綱は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和四年訓令第二十八号）

この要綱は、令和四年六月一日から施行する。

附 則（令和五年訓令第十二号）

この要綱は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和七年訓令第二十二号）

この要綱は、令和七年四月一日から施行する。